

市場経済における分配メカニズムの是正策 — 現行の市場システムにおける「限界的な賃金決定」 を可能としてきた要因とその是正策 —

塚 田 広 人

はじめに

本稿では、前2稿（成果分配ルールの再検討—市場経済における分配問題：商品の価値—）山口経済学雑誌第45巻4号「市場経済における分配ルール—貢献度基準と企業家賃金、被傭者賃金—」同、45巻5号）で考察してきた商品価値論と企業家労働の貢献度論をふまえて、貢献度基準から離れた分配結果をもたらしている市場経済システム内の要因とその是正策とを考察する。

考察

生活に不可欠の生産物であれ、それを超える剰余生産物であれ、生産物の一部がその部分の生産に貢献した人の意図に反してその人以外の手にはいることを「搾取」と呼ぶとすれば、上記二稿で論じたように、現行の市場経済システムはその状態が出現することを許すルールを伴って機能しているといえよう¹⁾。

このような「搾取」を伴う現行ルールは、現行社会における社会構成員の、〈そのより底流をなす基本的な、共通の合意された分配ルール〉として

1) しかしもしも「意図に反して」いなければ、それは公正なルールである。すなわち、何らかの理由によって搾取を認めるルールが合意される場合は、それは公正なルールとして社会的に認められる。たとえば、ある企業を共同所有する労働者たちが稼得し、貢献度に応じて分配する剰余労働部分を利潤と定義するならば（三土修平「搾取論の解雇と展望」（『経済理論学会年報第29集：市場と計画』経済理論学会篇1992，青木書店，205-6頁），それは必ずしも「搾取」に結びついてはいない「利潤」部分となる。

の〈貢献度基準〉に一致しないものである。それゆえ私たちはこの不一致の是正のために、まず、現行ルールをこの基本的ルールに反して機能させている要因を明らかにする必要がある。

ただし、現実の変更の可能性、必要性の問題においては、もし現行ルールを貢献度原則に近づける、あるいはそれを完全に実現できる他のルールで置き換えた場合、社会構成員の得る総対的満足度がどのように変化するかというもう一つの問題も詳細に検討されなければならない。もしも現行ルールを変えたとき、社会を構成している他の諸要因の機能もそれとともに変わるならば、かえって社会成員の得る現行の満足度さえ達成できなくなる恐れもあり得るからである。

この点に留意しつつ、ここでは貢献度基準による分配が最も基本的な効用最大化をもたらすと前提した上で、それに反する現行ルールを生みだし、支えてきた要因と、それへの対処方法とを検討する。

これまでの不正確、そしておそらくはまた不公正な現行ルールを支えてきた基本的要因として、一つには、前稿で明らかになった貢献度基準の内容がこれまでは明確に認識されてこなかったことが挙げられよう。従来は限界概念によってそれが正しく表現されていると誤解されてきたこと、とくに需給システムの外で決まってきた旧来の利潤概念でさえも、あたかも限界概念と市場メカニズムの内部で決定されてきたかのように誤解されてきたことがその原因であったと考えられる。

もう一つの要因は、財所有の不均等による、労働力市場における需要者側の強力な力の存在、賃金契約の場面での交渉力の格差の存在である。先にサローらが指摘していた「生産性以外の要因による所得格差」も、ブローグの言う「需要要因」の強力な作用も、つまりはこのことを意味するものであった²⁾。この場合の交渉力の格差とは、つまりは生活手段の所有格差を意味する。交渉過程においては、交渉過程を早く終了させなければならない立場の者が不利な契約をのまざるをえない。現実はこの交渉力格差が存在する限り、—そしてそれは市場経済システムの誕生以降、そのシステム

に絶えず影のように寄り添ってきた条件なのであるが、現行の市場経済システムはただ単に形式上の意味においてのみ、「自由な、平等な」システムであるというしかない。

このことから、次のような、「資本主義」経済、そして本質的には市場経済に対する批判が成立し得るであろう。すなわち、自然的能力の格差を認めた上での生産手段の私的所有制度は、不可避免的にそれら手段の少数者への集中を招き、それが非所有者の所有者に対する契約上の隷属を招く余地がある、そしてまたその結果として繰り返し生ずる交渉力格差が貢献度とかいりした不公正な生産物分配(=「搾取」)を可能とし、このことがますます財の所有格差を拡大する、との批判である³⁾。

だが、このような実態に対して、従来の市場経済、資本主義経済批判が、企業家労働の貢献度を正確に定義しないままの批判にとどまった限りでは、それらは十分に科学的とは言えない素朴な批判でしかなかった。が、素朴ではあれ、実際の分配が現実の貢献度に照らして余りにもかけ離れていると誰にも感じられた時代には、このような批判でも、本来の貢献度に見合った成果分配の方向に格差を是正する上で一定の役割を果たすことができ

2) Lester C.Thurow, Robert L.Heilbroner, James K.Galbraith, *The Economic Problem*, 1985, Prentice-Hall Inc., 中村達也訳『現代経済学』(下), TBSブリタニカ, 1990年, 640頁。Mark Blaug, *Economic Theory in Retrospect*, The Cambridge University Press, 1978. 宮崎犀一, 関恒義, 浅野栄一訳, 東洋経済新報社, 1985年, 690-691頁。

3) なお、近年、搾取の議論を所有権の視点から検討し直そうとの議論がある。(Roemer, J.E., *A General Theory of Exploitation and Class*, Harvard University Press, 1982. また、有江大介『労働と正義』創風社, 1990年, 353-4頁。三土修平「搾取論の回顧と展望」, 前掲。森岡真史「労働価値説の批判的検討」『経済理論学会年報第30集 日本資本主義の現代的特質』1993年, 青木書店, を参照のこと。)

たとえばレーマーは、資本主義社会以外の社会をも対象とした、「新しい」搾取の定義を示そうとしている。しかしそれは、経済的場面については、剰余生産物の不当取得という、旧来の定義と実質的には同一のものである。それはいまだ、財所有の不平等が、経済活動における「自由な」選択の下にどのような「搾取」を生むか、という視点にとどまっている。しかし、結局は、この問題の考察は、以下で検討している所有権の正当性の範囲はどこまでかという、より精確な(precise)問題に行き着かざるをえないであろう。そこでは、搾取の根拠として、初期資産の分配原則が歪められている状態が問題であると言ったときに、その「歪み」をどのような根拠から定義でき、測定できるかが問題とされるのである。

たのであり、それが20世紀半ばまでの労働運動のもつ「拮抗力」としての役割への人々の共感を支えてきたと言えよう。だが、生産力と全般的な生活水準の上昇は分配問題の認識を複雑化させ、このような素朴な動機を弱めるように作用するであろう。そこにおいて、人々はより正確な公正性理解を求めるようになる。このような市民社会の発達段階において、前稿で解明した内容をもって貢献度基準がより明確な形で理解され、適用されるようになれば、成果分配の分野における市民社会の制度づくりが一層高い段階に進むことができるかもしれない。これによって社会構成員のすべてが、現行社会の認める最も基本的な、公正な分配ルール＝貢献度基準に依拠した分配を、より高い精度をもって実現することが可能となるかもしれない。

このようなより正確かつ精確な分配ルールを現実に実現するためには、上に示した財所有の不均等からくる交渉力の格差の是正が必要となる。現行社会の到達した基本的な第一の分配原理である貢献度・能力原則に立脚すれば、正当な対価を払って入手した財を使って行う企業家労働から企業家はその貢献度に見合う利潤を得ることと、その結果生ずる富裕格差に対しては、誰もがそれを公正なものと認めるであろう。だが、要素市場における交渉力格差によって、労働力という要素の提供者が作り出す貢献分以上を企業家が入手してしまうような経済システムは公正とは認められないであろう⁴⁾。

一方で、働きに応じて分配するという能力原則の結果として生ずる正当な財所有の格差を認めながら、自然的な能力格差の結果として、他方で労働力市場においてはこのような歪みが生じてしまうという矛盾を防ぐにはどうしたらよいか。一つの方法は、交渉力格差を生み出す原因となる財所有

4) ただし、生活水準がかなり上昇し、社会的弱者に対する福祉政策が高水準になった段階では、かえって、社会構成員の多数が積極的にある程度の「搾取」を認めるルールを選択するようになるかもしれないという可能性は残されている。「もはや下方には安全なネットが張られている」との認識が、「では一か八かの賭をしてみよう」という気持ちを生み、搾取を認めた上で、自らが極端な富裕者になる可能性を許す社会制度を選択するという場合である。だが、このような賭に社会の大多数が踏み込むという程の高水準の福祉が実現するのは相当先のことであろう。

の格差部分をなくすことであろう。貢献度原則を第一の分配原理と認める立場からは、たとえ自らの労働能力の乏しさによって財所有の乏しい状態に陥った被傭者であっても、彼が不当に自らの貢献分を奪われることなく、労働力市場において社会が認める公正な基本的分配原則としての貢献度基準にかなった分配分を入手できるような何らかの社会的保証が必要である。そのためには、当該社会として、彼らがこのような交渉力を身につける水準まで、すなわち「正当な貢献度以下の支払しか提示されないのであれば、自分はこの契約を結ばない」とそれを拒否できるだけの財所有を保証することが必要となる。

その具体的な方法は所得再分配によるしかない。社会が認める最重要なルール、権利を実現するために一定の財の保有が必要であり、それを個々人の自然的能力に期待することができない場合には、それらの人々に対してそれを社会的に保証するしか方法はない。所得再分配は、これまで主として生活保証のためとして論じられてきた。しかし、もう一つの機能として、交渉力格差を防ぐことが新たにそれに付加されるべき役割となる、というのがここでの政策的含意である。

しかし、この再分配分はある程度の限度内のものとなろう。まず、前稿にみた平均的生産力としての被傭者の貢献度概念、また社会的限界生産力としての企業家労働の貢献分概念が正しいとするならば、これとかいりする現実の分配水準の決定に対しては社会＝政府は被傭者の交渉力を強化するための、所得再分配以外の、たとえば労働組合立法などを通じたなんらかの調整的介入を行うことができよう。それにより、雇用者・被傭者間のそれぞれの交渉力が正常な水準のものとして実現するにつれて、現行の市場における利潤と賃金の分配ルールは貢献度原則を正確に適用する方向で是正されていく。これによって現行の〈交渉力格差＝生活手段保有上の格差〉はすでに相当程度是正できるであろう。それでも残存する交渉力格差の部分についてのみ、社会は所得再分配による是正措置をとればよい。ここでは財供与の行き過ぎという過剰保証の問題は抑えられるであろう。

小括

〈問題〉

自由市場経済において、不当な、過大な利潤が、または不当な過少な賃金が実現しているか。

〈考察と結論〉

[前二稿における考察の再説]

まず、ある商品が販売されるとき、そこで分配されるべき収入となる商品価値とは、長期的均衡状態においては「効用＝労働量」のことである。

市民社会において合意されている基本的分配ルールは〈貢献度基準による分配〉である。

問題は、企業家がつける被傭者の労働力の価格＝賃金と、企業家が入手する企業家労働への対価＝利潤は、それぞれの貢献度と一致するか否かである。

現行の市場経済における被傭者の労働の価格づけは限界生産力概念によってなされている。そこにおいては、被傭者労働の貢献度が、労働力市場における企業家の優勢な交渉力によって過少に評価されて表われる。つまり、その残額としての企業家労働の貢献度＝利潤は過大に評価されて表われる。正当な利潤とは、販売収入中の、企業家労働による「社会的限界生産物」に対応する部分である。

[本稿からの結論]

市場経済制度が、公正な分配ルールを伴って機能するためには、この、被傭者貢献分からの企業家貢献分への不当な移転部分を抑えることが必要である。そのためには、第一に、社会＝政府が被傭者の貢献度に見合った利潤、賃金分配の実現を保証すること、第二に、貢献度に見合った賃金を入手し得ても、それが低水準であるがゆえに契約上の交渉力が不利となる人々に対しては、貢献度にあった契約以外は拒否できるだけのところまで、社会的財供与＝所得再分配によって被傭者の交渉力を高めることが必要である。